

第5回徳島市行財政健全化市民会議

会議録（要約）

平成17年8月23日（火）午後2時30分～4時35分
徳島市役所 13階 第一研修室

1 開会

◆ 会議のテーマの絞り込みについて

（委員）

前回、各委員からテーマの絞り込みができていないという意見があった。これまでの市民会議では、市の全般的な課題について説明をいただいたので、確かにそういう面もあったと思われる。今回の市民会議では、市が予め用意した課題に対して各委員が市民の目から意見を言うことも役割ではあるが、それとともに市としてはそれほど大きな問題ではないというようなことでも、改善をする必要があれば積極的に意見を言うことも目的ではないかと考えている。

今後、今回も含め4回の会議では、市側の意見を聞きながら、テーマを絞り込んでいき、行政の単なる批判ではなく、より良い徳島市をつくるために、できるだけ内容のある提言ができたらと思っている。

◆ 前回の議題「健全化の方策（行政運営機能の強化）について」

「健全化の方策（市民の参画と協働）について」の意見交換

（事務局）

【会議資料：第4回会議資料（追加分）】により説明した。

（委員）

ペットボトルの処理について、一般業者が集め、整理をしてリサイクルセンターに出す方法と、また、行政の方で圧縮をかけ、1トン程度を約7万円で川崎重工や新日鉄に引き

取ってもらう方法がある。

一方では、収集・整理をして、中国の方に輸出をする行政もある。この場合は、行政の収入になる。このように、ごみであっても再生可能で、収入になるところを行政として、どのように目をつけていくのか。例えば、NPOやボランティアで、ペットボトルに限ってコミュニティセンターや小学校単位で月に数回集め、処理をして中国などに輸出ができれば、小学校のPTAやNPOの活動資金にもなる。十把一絡げで中間処理業者に出していくというのではなく、そういう方法で有効にお金を生み出して、活動資金にしていくような取り組みが必要である。

恐らく、埋め立て経費についても、焼却灰の処理が大きな問題だろうと思う。沖州が満杯になって、阿南か、もしくは松茂か、いずれにしてもお金を払って埋め立て処分してもらわなければいけない。基本的には、ごみを出さない運動というのが一番大切だろうと思う。業者の協力なども必要であるし、家庭からできるだけごみを出さないことも市民に呼びかけていく必要がある。今後、この経費がますます増えていくので、そういった取り組みによってごみを削減していく方向で考えてほしい。

(委員)

阿波踊りの期間中に、環境に配慮したイベントの推進ということで、NPOの9団体(延べ188名が参加)と環境行政(資源化できない物の回収)が協力して、5箇所を分別ステーションという形で、ペットボトルなど20種類の分別についての回収指導を行った。多くの観光客や市民が分別ステーションに来ていただいて、非常に関心の高さを感じた。その活動の中で、ペットボトルをきれいな状態で回収し、キャップを取り、包装も取って、きちんと分別すれば、蓋も含めて全てお金になるということであった。まだ、集計ができていないが、どのぐらい量、どのぐらいのお金になったのか、機会があれば報告させていただきたい。

また、徳島市でも、地域ごとに団体が回収拠点を設けて回収を行っており、市から助成金や補助金などを出されていると聞いているので、広く市民に呼びかけて、いろいろな地域で活動を行うことが、協働という視点でも必要になってくるのではないかと。団体への助成状況についても、紹介していただきたい。

それから、現在の原油高の状況を見ても、将来的には原油が上がっていくような方向があるので、このような資源がまた生かされるような状況にもなってくる。今は、ごみと称しているが、それが資源になり、さらにそれに関わった人たちが生かされるような、そんな社会づくりができたと思う。また、既存の建物を利用したりサイクルプラザについても、是非、検討していただきたい。

前回、ごみ袋の有料化ということも視野にという説明もあったが、いきなり実施するのではなく、取りあえず行政ができること、市民ができることを努力してから、できるだけ痛みを伴わないような形で実施していただきたい。

(委員)

人材育成に関して、前回、職歴形成について話した。他の委員からは専門家をどう育てていくのかという提案もあった。また、トータルとして職員数が多いので、それを平成21年度までの間に、どの程度の自然減があり、職員数がどのように変わっていくのかということはあるが、一つの方法として職種変更試験を採用する必要があるのではないか。

例えば、私が勤めていた郵便局では、内務職と外務職があり、内務職は初級試験以上を受けないと内務職になれない。外務職は外務職試験で採用されていた。外務職は、内務職への職種変更はできなかった。そのような状況で、優秀な人材を育てるため、職種変更試験を行った経緯がある。恐らく、徳島市の場合も、地方公務員試験を受けて採用された職員と、別の試験を受けて採用された職員がいるのではないか。そういうところで、方法の一つは職種変更試験である。

それともう一つは、これから先、東南海地震等が心配され、消防署、警察などを少し増員していかなければならない。そのような部署へ同じ地方公務員として、職種変更試験のような形で、受験に対して誘導していく制度をつくることできないものだろうか。そうしなければ、ここで計画された人員削減についても、4年間の自然減に頼らざるを得ないとすると、そのような新制度なども考える必要があるのではないか。

(事務局)

現在の検討状況については、本市では、ほとんどの施設で直営を堅持してきた経緯があり、そのことについて大きな課題と認識し、「民間でできることは民間で」という視点から検討を進めている。また、職員の士気を高める方策についても検討しているところである。

(委員)

職場環境の整備で、職員のやる気を起こすことは望ましいことであるが、やはり、そこには幹部の包容力が必要である。部下が提案したことが、縦割りの組織の中で没になり、今まではそのような意欲を実質的に殺してきた部分があると思われる。どの行政、どの企業でもそのようなことはあると思うので、部下がいろいろな形で提案を出してくる、そのことを幹部が疎ましいと思わず、包容力を十分持って、そしてその人中心で検討してみる、そういう中で人材を育てていくということを大切にしてほしい。

(委員)

職員の形成と市民の生活がどのように結びつくのか分かりにくい。市の内部のことを市民会議で言われても、もう一つピンとこない。それによって、市民の生活をどのように改善するのかが非常に分かりにくい。この会議を全て通して、市民の何が良くなるのかということが見えてこない。従って、何をするにしても、最終の結論として市民生活がどうなるということ、ある程度見えるようにしていただきたい。

2 議題

(1) 「行財政健全化基本計画案について」

(事務局)

基本計画の策定に向け、これまで、本市では市長を本部長とする行財政健全化推進本部を中心に、全庁的に取り組んできた。また、この市民会議を4月26日に設置して、これまで4回の市民会議を開催し、幅広い視点から意見、提案をいただいた。そのような経過を踏まえ、今回、基本計画案をとりまとめた。

【会議資料：第5回会議資料】により説明した。

◆ 「I 行財政健全化の必要性」について

(委員)

「財政再建準用団体になった場合に云々」と書いているが、ここは非常に重要だと思う。行政と市民が自分の財布という意識を強く持って、危機感を共有して対応していくというスタンスが非常に大切ではないか。従って、これをいかにディスクローズして市民にコンセンサスの形成を得られるようにしていくのかということが大きな課題ではないか。

(委員)

高水準の義務的経費のところで、「県庁所在都市中2番目に高い状況」ということで、「扶助費は、生活保護費や法定児童扶養手当など、社会保障制度の一環としての経費であり、現在の社会情勢や停滞している経済状況などにより、その増加に歯止めがかからないのが現状です」と書いているが、徳島市でも、離婚などにより片親家庭が非常に増えている。また、保護世帯も増え、年金をかけていないので生活が苦しいという高齢者の方もたくさんいる。このような方が、年間どの程度増えているのか、状況を少し知りたいのだが。

(事務局)

法定児童扶養手当は、母子家庭の低所得者の方が受給されているが、月別で18人程増えてきている状況である。また、支給総額については、予算ベースで、平成11年当時で9億円であったものが、平成17年度で12億円になっており、非常に増えている状況である。

(委員)

財政再建団体に落ちるため、健全化に向けて市民会議が設置された訳であるが、その健全化の必要性ということで、文章が後ろ向きというか前向きでないような気がする。どう

ということかという、基本計画案には現状からどの程度落ちるかということを書いている。
むしろ、財政再建団体になったときが基準として、このような市民会議を重ね、最低基準から上積みの議論をしたいと思っているので、その辺りの考え方が少し違うような気がして、後ろ向きではないのかと、そうすると上積みを前提に考えた方がいいのではないか。

(事務局)

その財政再建団体をスタートラインにするというのは、結局ということかということ、今の試算を前提にすれば、平成 21 年度末に、基金を充当した後に 136 億円の赤字がでるとい見込みであるが、そこから 40 億円程度の歳出カットと、歳入の確保を図れば、その再建団体転落ラインである 100 億円の赤字を突破するので、それでいいのですかという話になる。再建団体ラインは確かに突破し、転落の回避はできるのであるが、ただ引き続き市の一般会計が 100 億円近い赤字を抱えている状況になる。

それで、今回我々が示した目標というのは、この 136 億円という赤字を超えるだけの財源確保を図っていく、そうすることによって健全化の計画期間終了時に赤字決算するというような後ろ向きの計画ではなく、その時点では将来に向けてしっかりした財源基盤を確保できるようなまちづくりをしていこう、そのために必要な財源基盤を整えていこう、そういう趣旨でこの計画を立てている。

◆ 「Ⅱ 行財政健全化の計画概要」について

(委員)

この 136 億円の表現で、「これを上回る財源の確保を図ります」ということであるが、平成 16 年度で 49 億円の調整基金を平成 17 年度で 17 億円突っ込んでいるので、32 億円しか残額がない。従って、第 1 年目の平成 18 年度には、基本的に調整基金を突っ込まないということと削減を図っていき、2 年目以降は効率化していくべきだ。財政の弾力性というのは、この調整基金が無ければどうにもならないので、まず、基本的には調整基金を来年度は突っ込まないところからスタートしてほしい。さらに、今後の会議において数値目標が出てくると思われるので、その数値目標についても議論をする必要がある。

もう一つは、歳入の部分で、恐らく団塊の世代が、第一線から退くと高所得者が減るので、向こう 3 年間の中では、税収がかなり落ち込んでくるということを想定しなければいけない。一方、歳入の関係では、団塊の世代への退職金などがかなり増えてくる。

継続雇用は別にして、この 4 年間に 60 歳で自然退職する人の数を教えていただきたい。

(事務局)

退職者数は、平成 17 年度末から平成 21 年度で水道、交通を除き、415 人である。

(委員)

この415人というのは、本庁グループと本庁以外に分けたらどんな形になるのか。

(事務局)

415人には、水道局、交通局は入っていない。それ以外ということである。

(委員)

バス、水道を除いて本庁の職員で退職する職員数と、東西環境事業所など本庁以外の施設の職員で、退職する職員の振り分けを知りたいのだが。

(事務局)

この415人の職種ごとの整理はしているが、部署ごとで、どこで何人というのは、今、資料として持ち合わせていない。

(委員)

本庁の関係は、高度成長の時代の中で採用された人である。本庁以外は、近年、新しい施設ができて採用されてきた人たちであるから、比較的若いのではないか。そうすると、職員を採用しないということになると、政策部門が大きく空洞化し、衰退をしていくことは間違いない。そうすると、本庁以外の職員削減をどんな形で行うのかを考えた時に、減らすといっても生首を飛ばす訳にはいかないので、職種変更試験などを採用して、それぞれのところに振り分け、人数を減らしていく。場合によれば、県の管轄である警察などの試験を受けてもらえば、市が楽になる訳であるから、そのような形をとっていかなければならないだろう。一つ知恵のいるところではないか。

(事務局)

そこは、本当に知恵がいる部分である。やはり、継続していくためには、職員の構成というのも必要で、採用を極力抑制するために、どこまでが最低限必要なのか検討し、今後、定員適正化計画を提示する中でご説明させていただきたい。

(委員)

非常に立派な計画も立てているし、それに対応する方策も立派に計画をされている。それにもかかわらず、我々に相談があるのはどういうことなのか。これに補足する部分の意見を聞こうということなのか、あるいは全く反対の意見を聞こうということなのか。

この計画について、これ以上、我々がとやかく言う問題はあまりないので、それなら実行すればいいのではないかということになるが、これだけ行政が悪化した原因も分かっているのだから、何故今まで実行しなかったのかということも出てくる。ただ、そこまで踏み込むと大変なので、この市民会議でどういうところを審議したいのか聞きたい。

(事務局)

今回、本市からご提案した基本計画案は市の考えで作成したもので、補足する部分についてのほか、もう少し深く掘り下げるべき点や違った視点からのご指摘やご意見をいただければと考えている。

(委員)

各課に配置された1年限りの臨時職員には、非常に立派で頼りになる人も多いので、もう少し長い間おいておけばいいのと思う。地方公務員法の関係などがあり難しいとは思いますが、人材確保という観点から、そういう人をどんどん採用してもいいのではないかと。

(事務局)

従来のペーパーテストと面接だけでは、全て分からないだろうということもあり、そういった新しい採用の方法として、既に検証ができている人たちについては何らかの措置ができないかということは、今後検討していかなければいけないと考えている。

臨時職員については、地方公務員法で1年と決められているので、優秀な職員もいるが、やむを得ず辞めなければならず、改めて地方公務員法で定められた採用試験を形式通り受験してもらうことになる。

現在の採用試験については、ペーパー試験だけで採用するという弊害があり、見直していかなければいけないと認識している。

(委員)

そういう人を活用するのは、市としては非常に得策ではないか。

(委員)

「行財政健全化の視点」について、2点意見がある。1点目は、会議資料の7頁の「行財政健全化の視点」の中の「(3) 自主性・自立性の確保」の中の2行目、「地域間競争に打ち勝っていかなければなりません」と書かれているのだが、意味が分からないので、ご説明いただきたい。

2点目は、「(1) 市民協働・市民自治の推進」で、「自分たちのまちは、自分たちのために、自分たちの責任において、自分たちの手でつくる」とあるのだが、「責任」というのが少し気にとまる。「自分たちのまちは、自分たちのために、自分たちの手でよくするために」というような表現にしてはどうか。

(事務局)

これは、地方分権制度改革において、まさに分権時代になると、地域間競争、地域が独自性を競うというようなことが謳われている。

従って、このような表現にしているのは、地方分権が本格化するということを受け、住民がその地域のサービスを選択する時代が到来し、いわゆる、このまちでは税金が高くて

サービスの選択の余地がないので、他の市町村で住もうということが将来的には起こってくるといったことから、地域で独自の政策を打ち出し実施していかなければ、自治体間で負けていくという意味での「競争」である。

(委員)

市民として、いろいろなところで福祉関係などの話を聞くと、一般の人はどこかサービスを受けても同じだと思っている。実際には、いろいろな問題点があり、差があることが多々ある。そのため、地域間の「格差」を無くすという形で、言葉として少し柔らかい言葉で表現してはどうか。「競争」という言葉では少し違和感がある。

(事務局)

やはり、介護保険一つとっても、介護保険料にも格段の差がある。そういった時代が、来つつあるということを踏まえて、こういう表現になっている。

(委員)

ただ、あまりにも「競争」という言葉が前に出ているが故に、逆に健全化になっていないということもあるかも分からないので、他の委員にも聞いていただきたい。

(事務局)

1つ目は、先程の介護保険と同じように、例えば、保険料は安くても自分が介護を受けようになったときに一つも施設がない、それでもいいのか、自分の責任でやるのかと、そういった意味合いで2つ目とも関連する。

(委員)

市民との協働の関係で、自主性・自立性を推し進めていこうとすれば、やはり地域の中で税金の使い方を公開し、さらに市民に分かるような市の説明が必要である。地域の中で何が必要で、何が不要でないのか、どのように税金を使っていくのか、そこに市民が参画していかなければいけない。

それから、組織としては、小学校区かコミュニティセンターか、私はコミュニティセンターにこだわるのだが、今ここには拠点としての協議会がある。この協議会の上に、町内会、老人会、婦人会、あるいは衛生組合など、様々な団体で構成する組織をつくる。そして、その地域で、独居老人がいるのであれば配食も行い、また、困った人がいたら介護の方も行う。さらに、困った子供たちがいるのであれば、そこで、お互いに面倒をみると、そういった形のものを地域の中で作り上げていく。そこに、市の職員が出入りをしながら、地域の意見を聞き、その地域の政策を吸い上げていくような職員の活用方法を検討する必要がある。従って、そういう活動をする中で、税金をどのように使ってほしいのかというところまでいかないと、市民参画はなかなか難しいのではないかと。

お金がないのであれば、市民が、今までは税金で何もかもしてくれていたが、これから

は自分たちでお金を作って自分たちで活動をしていかなければならないという方向に発展させていかなければいけない。基本的に税金については、市民がきちんと分かるようにしていかなければならないということに尽きるのではないか。

(委員)

先程の地域間競争のことであるが、私は、全く反対の意見で、「競争」はしなければならないと思っている。「競争」という言葉が非常にきついで、これは地域間格差ととらえれば非常に差がつくように思えるが、これを積極的に地域の特徴を生かすという表現として解釈してはどうか。どこへいっても同じ水準で、同じ行政サービスが受けられるということ的前提にすれば、「大きな市役所」ということになる。そうではなく、今は「小さな市役所」で、徳島市ならではの特徴を打ち出して、市民に納得していただいた上で、支出を削っているのだから、地域間競争にまず勝つことが、恐らくはこの健全化の基本方針の根底にあるものだと考える。

従って、本当に徳島市民が、他の市ではなくて徳島に住みたいのであれば何を求めているのかというニーズを地域間競争の根底にある特徴ととらえて、市民の「責任」という言葉がきつければ、市民の「役割」という表現にして、もっと積極的にアピールしていった方がいいのではないか。

(委員)

会議資料の 8 頁の職員の採用抑制等について、その抑制の中に再任用職員が入るのか。また、昇給停止ラインというのは国では 55 歳であるが、徳島市はどういう状況なのか。

(事務局)

再任用職員は、これには入れておらず対象としていない。職員の純減という形で提示させていただいている。また、昇給停止は、今は 58 歳である。

(委員)

その昇給停止ラインも、55 歳というのが一般的だと思う。やはり、一度退職金を払っているということを考えると、再任用職員を素直に認めにくいという気がする。やはり、採用抑制が入っている点を考えると、徳島では民間の就職先が少ない状態にあるということをもう少し配慮していただきたい。

◆ 「Ⅲ 行財政健全化の方策」について

(委員)

会議資料の 10 頁の「給与の適正化」と「諸手当の適正化」であるが、国の方は「行政職俸給表(一)」と「行政職俸給表(二)」という 2 つの給与表を用意して、現業職には「行政

職俸給表(二)」を適用しているが、徳島市の現業職の給与は、それよりはるかに高いものであり、130%ぐらいあるのではないかと思う。やはり、人事院制度があるので、それにまづ従った方がいいのではないか。人事院を上回るものというのは、この財政再建を考えているときには少しおかしい。

それから、国より高い給与表を用いているということは、職業の特殊性を折り込むという理由があると思うが、一方で特殊勤務手当が支給されているので、特殊と特殊で二重払いが発生していると考えられる。特殊勤務手当という制度がある場合は、基本的には「行政職俸給表(二)」を使って、それ以外の特殊性は特殊勤務手当で対応するという考え方である。ただし、特殊勤務手当というのは、法律の制度上1日単位、1回単位で払うようになっているが、前回の資料では月単位で払っているものがある。月単位で払うと恒常的な給与になってしまい、特殊勤務手当の範囲から外れてしまう。その辺りは、やはり適正化すべき点ではないか。

(事務局)

確かに、技能職給料表というのは、労働条件であり、労使交渉で決めていくので、どうしても国の給与表よりは高くなる傾向にある。特殊勤務手当を含めて、その特殊性をどうみるのかというのは再検証しなければならない。

(委員)

鳴門市では行政改革がかなり進んでおり、雑誌(「週刊ダイヤモンド」)の評価では全国6位である。徳島市は575位であった。大分差は開けられているのだが、やはり鳴門市の評価が高い理由は、わたりと特殊勤務手当と現業職の給与を適正化したという、この3点だと思う。ここで、あえてきつく指摘をしておきたい。

(委員)

健全化の方策について、3点質問したい。1点目は、小さな市役所であるが、本格的に小さな市役所を目指すとなると、サービスをやめるという話も出てくると思う。基本計画にあるのは、いわゆる無駄を無くすことや、サービスの量や質をできるだけ維持したまま、民間の力を使っていこうというコスト削減である。将来に向けて、小さな市役所の方向へというのは、今まで行ってきたサービスを無くすということも入っているのか。

2点目は、歳入の確保で、最近、多くの市町村で新しい税を創るという動きがあるが、徳島市もそのような方向性があるのか。

3点目は、情報公開制度として、その公開対象の対象者は、市民や市で働いているなどに限定されているのか、それとも誰でもいいのか。限定されているのであれば、広げて誰でもできるようにしたらいいのではないか。

(事務局)

まず1点目の小さな市役所の方向であるが、イギリスのサッチャー改革のようにできる

だけ削ぎ落として、真に必要な分だけ実施するという意味で扱っている。基本計画案にも、事務事業の見直しということで既存の事務事業については、行政評価システムなどの活用によって整理、統合を図るという中で、真に必要なかどうかということ十分に吟味した上で、その目的や有効性などを判断していくこととしている。そういったことで、ご理解をいただきたい。

3点目の情報公開については、本市の条例は、市民または市内の事業所に勤務する者、それと学校に通う者に限定している。ただ、そういった限定はあるが、市外の方でも、実際に運用として行っていることは、窓口で市外の方が来られたら「市民の方で知り合いはないですか」ということで市民を紹介していただいて、市民の方から情報公開していただくような指導もしているので、ほとんど制限というのではないと考えている。

(事務局)

2点目の新税の関係であるが、確かに法定外税が創設されてから、当初、都道府県のレベルでは水源税、市町村では、砂利の採取税というのが事例としては多かった。最近になって、それ以外にも、例えば放置自転車など、新しい分野も出てきているが、徳島市として法定外税を新たに創るということは、十分に研究、検討していかなければいけないと考えている。その中で、今後の可能性として全くやらないと否定するものではないが、たちまち何かを念頭において新税を検討していこうという状況にはない。

(委員)

我々は、ペットボトルのお茶・ミネラルウォーター1本に対して、ハイオクガソリンより高いお金を出して、飲んでいる。徳島のように水のいい所で、これが飛ぶように売れている。もし、県全体で何銭かでも税金をかけたら、びっくりするようなお金ができると思う。どこで、そうするかは難しいのだが、実施すれば面白いと思う。

(委員)

他府県に行くと自動販売機はあまり見かけないが、徳島では異様に多い。自動販売機を大きな企業が設置しているところは、結構、回収に回っているのだが、一般の小さな商店が設置しているところは、本来は違うのであるが、徳島市のごみに出されているところもあるそうだ。実際に屋外で活動をしていると、こういうものが結構あちこちに散乱しているのを見かけるので、是非、法定外税の積極的なご検討をいただけたらと思う。

◆ 「Ⅳ 行財政健全化の推進体制と進行管理」について

(委員)

推進体制であるが、実際に健全化計画を実行していくにあたって、どのような体制で実施するのかということはかなり大切であり、ここ如何によって進み具合も変わってくる。

どんなに良い計画を作っても、この体制がうまくいっていないと、計画が絵に描いたものに終わる可能性もあるので、計画が実践できるような権限をある程度与え、実現できるような体制を組んでいくのがいいのではないかと。

進行管理で「推進体制」とも関係するが、「進ちょく状況の評価」について、進行管理にはその「評価」という言葉がないのだが、管理をしていくときには、評価という問題がつきまってくるのではないかと。目標となる数値を挙げて、それがどこまでできたのかということだけではなく、目標を立てるときにどのように評価していくのかということが必要ではないかと思う。評価と一体となって進行管理をしていくシステムが大切である。これが、将来的には、計画、実行、評価、見直しというところへつながっていく。

毎年、進行管理をするのであるから、そこに評価があり、最終的には、目標に対してどのように進行しているのか、評価に応じて見直しというようにサイクルができるので、実際には、中期的に計画の目標に合った評価を入れていくことが大切である。

(委員)

今の意見について、評価をどこで、誰がするかということが大切ではないか。この計画には、そういうものがどこにもない。従って、やはり、私たちがいろいろ議論をして、それが良い悪い、あるいはどのような進ちょく状況であるのかという評価を、総合管理しなければならない。

(委員)

そのことについては、会議資料の20頁の末尾に少し書いている。

4年間集中するということはいいが、本当の財政再建というのを見通した時に、この4年間だけではものにならないと思う。やはり長期で、10年なら10年の区切りの中で揺るぎのない財政基盤ができるということまで計画して、そして、当面するところは4年間の中でどれだけ集中してやりきるかというところを明確にした方がいいのではないかと。そして、長期的な計画を示すことで、市民の参加や職員、議会も協力してくれるということがいえると思う。この4年間の中で何とかやりましたと、でも先あまり見えませんというのではいけないので、できれば長期的な10年ゾーンの中で、このようにすれば揺るぎのない財政基盤が構築できるということに目線をおいてほしい。

(委員)

会議資料の20頁の「限られた行政資源」のところに「ヒト・モノ・カネ」と書いてあるが、政策評価等を使うのであれば、4つ目の生産財として「情報」を加えていただきたい。

(委員)

「歳入の確保」のところで、やはり、雇用や税収、全ての産業が元気にならなければ駄目である。これは、4年間で急に上がるものではないが、ベーシックなところで地場産業を含めて産業構造の問題や産業育成などの政策の一環として、ミクロの部分に触れる必要

があるのではないか。

自然増収に頼るのもいいが、例えば阿南だったら、日亜化学が一つあるというだけで、かなり楽である。やはり、徳島市も独自に産業育成が必要である。全ての基になるのは産業が発展して、雇用と税収ということになってくる。その辺りが抜けたらなかなか急に良くはならない。行政の分野では、難しいと思うが何か触れておきたい感じがする。

集中取組期間は、4年間であるが、実際は、原市長が財政危機宣言した今年の2月からプレ期間という意識を強く持ってほしい。来年の4月から開始ということではなく、現在もその一刻の猶予もならないという意識を持ってもらいたい。

(委員)

先程、他の委員からも、市民との危機意識の共有が必要だとの発言があったが、確かに行財政健全化の推進を後押しするのは市民の理解と協力だと思う。今こうして、市民会議を開催しているが、市民には申し訳ないが、それほどお尻に火がついたような感覚は持っていない。例えば、市役所に「もう待ったなし、徳島市財政警報発令中」と掲示するとか、職員の名札に「危機宣言発令中」とシールを貼るなどして、市民がどこに行っても、私達も協力しなければいけないという意識を持っていただくための広報が今から必要ではないか。

(事務局)

私の家族でも、給料カットが7%だなというだけで終わってしまう。職員の家族がそうであるから、市民はなおさらである。PRなど、一生懸命頑張りたいと思う。

◆ 「Ⅲ 行財政健全化の方策」について（追加）

(委員)

会議資料の11頁の「特別会計の健全化」について「健全化を推進し、一般会計からの繰出しの抑制を図ります」となっているが、私の発言の趣旨としては、一般会計からの繰出しを抑制して、健全化を促すということを書いたかったので、繰出金の抑制に如何に努めていくのかという点で、公営企業に投げるのではなく、市の側からというふうに書いていただきたい。

具体的に言えば、例えば、次の12頁の「公営企業の経営改善」のところも含めて、公営企業法にない支出はやめるといような書きの方がいいのではないか。

(事務局)

まず、特別会計について、委員の言う書き方にすると、例えば国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計は、繰出しをやめてしまうと保険料負担を上げるということになってしまう。

(委員)

具体的には、水道とバスと病院である。

(事務局)

水道事業は一般会計からの繰出しを抑制するために、経営改善を云々という話にはならない。水道事業は基本的に独立採算の中で運営しているので、あくまで料金を抑制ないしは、引き上げ幅の抑制という形になると思う。

他の企業においても主はどこかといえば、それはやはりそれぞれの企業が独立採算の原則の下で経営をしていく訳であるから、まず経営健全化を図って、そちらがメインで抑制をしていくという形になると思う。一般会計からの繰出しの抑制を図るために、経営改善をするというのは、企業の設置目的からすると違うのではないかと思う。

(委員)

今まで通りということにはならないのか。

(事務局)

そうはならないと思う。それは、経営改善をすることによって、今、例えば赤字補填的に繰出ししている会計を縮減していくということであるからだ。

(委員)

その辺りが、金額的には大きい問題だったと思うが、公営企業の性質と照らし合わせてできるようにやっていただきたい。

(委員)

公社、外郭団体の指定管理者制度があるが、指定管理者の指定手続き等に関して、一般公募をするのか。また、期間を設けるのか。募集は、一度にするのか、何回かに分けてするのか。

(事務局)

現在、管理委託を行っている施設は、原則全て指定管理者で実行する。そして、6月議会において、指定管理者制度の期間は、概ね3年とすることとした。

それから、振り分けであるが、原則公募という形にしている。ただ、その施設の目的により、もともと市民や地域に管理していただいている施設、例えばコミュニティセンターや夜間運動場などの施設については、指定管理者として公募せずに、そのまま地域を指定管理者として指定する。

もう一つは、広く一般の方々が利用する施設は、効率化のために公募して管理した方がいい施設もある。そのような施設は公募を行う。ただし、公募の時期であるが、現在、公社が管理している施設もあり、今日言って明日からというようにはならないので、その辺

りは一定の期間を経て、1年後には公募を行う。

それから、もう一つは、少数であるが、今年度中に指定管理者制度を導入する施設もある。そういう3つの振り分けをしている。

(委員)

例えば、指定管理者の対象施設や統廃合、或いは外部委託、そういった具体的なものは、この会議に出てくるのか。

(事務局)

今後、実施計画を進めていく上で、明らかにしていきたい。

(委員)

徳島県では、指定管理者制度で、管理委託費を10%カットとして、その10%の財源を生み出すことを明確にしている。従って、市でも170数箇所ある施設のどの施設を指定管理者に移行していくのかということもあるが、指定管理者に移行した場合に、どれだけのお金を生み出していくのかを明確にした方がいいのではないか。

(事務局)

指定管理者制度は、平成18年4月からということで、ここに項目として挙げている。具体的に管理委託している施設については、準備が必要であるのでここに諮ってはいない。

ただし、今後において、直営施設についてはどうしていくのかという問題が残っている。

それから、指定管理者制度は、サービスの多様化と優良なサービス、一方でコスト削減、その相反する二面が目標であり、指定管理者制度に移行する以上はその両面のメリットを生かしていくということで対応していきたい。

(2) その他

(事務局)

第1回から第3回まで会議録については、要約版をこの8月4日に本市のホームページに掲載した。また、第4回目の会議録については、9月上旬にはホームページに掲載していきたいと考えている。なお、次回の市民会議の開催日時は、現在調整中であり、決定次第連絡させていただきたい。

3 閉会

以 上